

第1章 計画の概要

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定及び「目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例」に基づき一般廃棄物の適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、区市町村がその基本方針を明確にするものです。

廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の全てを区市町村が担うこととなっていますが、特別区においては、区が収集・運搬、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」といいます。）が中間処理（清掃工場の運営管理）、東京都が最終処分を行うという役割分担を行っていることから、区が策定する一般廃棄物処理基本計画については、役割を踏まえた計画内容としています。

また、同時に、国や関連法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」や、清掃一組が策定する「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」との整合性を持った計画として策定するものです。

2 本計画の位置づけ

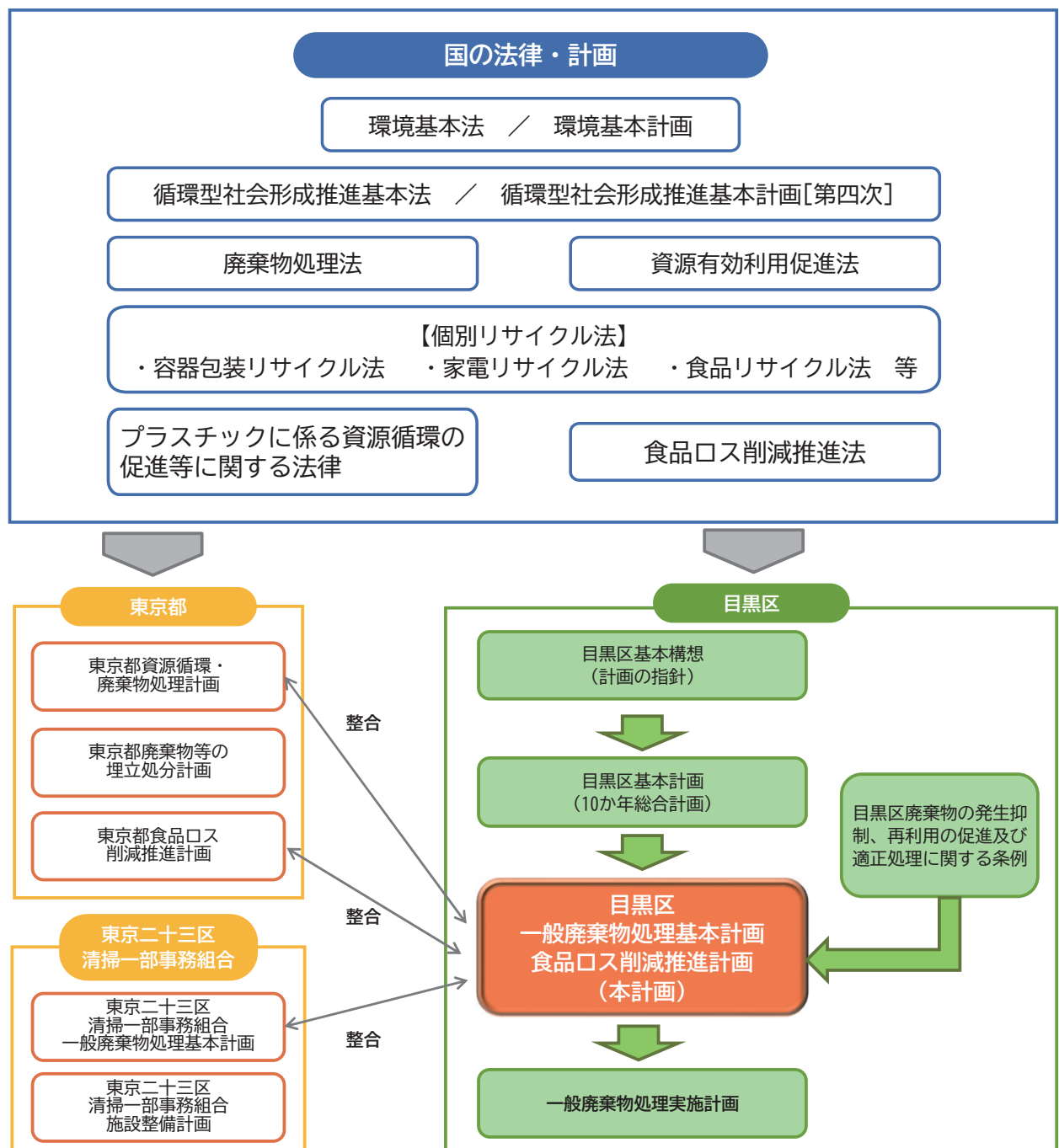
一般廃棄物処理基本計画は、国や都、清掃一組の関係計画との関連性を有するとともに、区の長期計画の補助計画として位置づけられています。長期的視点に立って一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があります。

本計画は、このうちの基本計画に当たり、長期的視点から目黒区の一般廃棄物に関する施策の方向性を示します。

一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿等）」に分類されるため、「生活排水（し尿等）処理基本計画」を包含するものとします。また、令和元（2019）年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行されたことから、同法第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画をあわせて策定します。

特別区は、「ごみ」の収集・運搬を「区」、中間処理を「清掃一組」、最終処分を「東京都」が担っているため、関係計画との整合及び連携が必要となります。

図 1-1 一般廃棄物処理計画の位置づけ



3 | 世界・国・都の動向

(1) 世界の動向

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

廃棄物・資源循環分野においても、主にゴール 12「つくる責任つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行うこと、ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」で廃棄物処理による温室効果ガスの排出を抑制すること、ゴール 14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみによる海の汚染を軽減することなどが関連付けられます。

我が国では、「SDGs 実施指針改定版」において、各主体は「計画や戦略、個別の施策の策定や実施に際し、SDGs の要素を最大限反映」することとしており、清掃リサイクル事業においても、SDGs を踏まえた取組が求められています。

プラスチックごみに関しては、世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) でも議論され、平成 28 (2016) 年 1 月の会議において、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で年間 800 万トンあり、このまま対策を講じなければ、令和 32 (2050) 年には魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしました。これにより、プラスチックごみに対する国際的な関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

また、令和元 (2019) 年 5 月のバーゼル条約第 14 回締約国会議で、プラスチックによる深刻な海洋汚染問題に対応するため、バーゼル条約 (有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約) が改正され、規制対象物に「汚れたプラスチックごみ」が追加されました。令和 3 (2021) 年 1 月の発効により、廃プラスチックの国外輸出が厳しくなっていくと考えられ、各国が国内の処理体制を整えていくことが必要となります。

気候変動問題に関しては、平成 28 (2016) 年 11 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、世界共通の目標として掲げられています。

(2) 国の動向

国は、プラスチックごみに関しては、バーゼル条約の改正を受けて、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」を令和 2 (2020) 年 10 月 1 日に改正 (令和 3 (2021) 年 1 月 1 日施行) し、プラスチックの廃棄物を規制対象に追加しています。また、令和元 (2019) 年 5 月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略は、「3R+Renewable」を基本原則とし、6つのマイルストーン (目指すべき方向性) を掲げています。この戦略の実現に加えて、プラスチックを取り巻く問題に対応していくため、令和 4 (2022) 年 4 月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しました。既に、一部の区市町村は「容器包装リサイクル

法]に基づいて、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していますが、この法律では、製品プラスチックの分別収集・再商品化について定めています。区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めなければならないこととなっています。

気候変動問題に関しては、パリ協定を受けて「令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」と宣言し、令和 3 (2021) 年 10 月の閣議決定で「地球温暖化対策計画」を改定し、温室効果ガスの排出量を令和 12 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度の水準から 46%削減し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しています。廃棄物・資源循環分野においては、廃棄された食品や化石燃料由来のプラスチックを焼却することが、温室効果ガスである二酸化炭素の排出につながることから、食品ロス削減やプラスチック削減が重要な課題とされています。

また、平成 30 (2018) 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し「持続可能な社会づくりとの統合的取組」として、環境的側面・経済的側面・社会的側面を統合的に向上することを掲げており、概ね令和 7 (2025) 年までに国が講ずべき施策を示しています。施策の実行により、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指します。

食品ロスに関しては、この基本計画において家庭系及び事業系の食品ロスを令和 12 (2030) 年度までに平成 12 (2000) 年度比で半減するとの目標を掲げています。さらに、令和元 (2019) 年 10 月「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、国の基本方針や都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は「食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めなければならないとしています。さらに、令和 2 (2020) 年 3 月に行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、行動に移すことを促進しています。

(3) 都の動向

東京都は、令和元 (2019) 年 12 月に、令和 32 (2050) 年 CO₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。この戦略で掲げている 14 の政策の中には「3R の推進」や「プラスチック対策」、「食品ロス対策」も含まれています。令和 12 (2030) 年に向けて、家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を平成 29 (2017) 年度比で 40%削減すること、また、食品ロスについても平成 12 (2000) 年度と比較して半減させることを目標としており、一般廃棄物のリサイクル率を 37%とすることを目指すとしています。

令和 3 (2021) 年 9 月、都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。この処理計画では、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジを施策の 3 本の柱として掲げ、「社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」としています。主な施策として、①資源ロスの更なる削減、②廃棄物の循環利用の更なる促進、③廃棄物処理システムの強化、④健全で信頼される静脈ビジネスの発展、⑤社会的な課題への的確な対応、の 5 つを掲げています。

プラスチックごみに関しては、令和元 (2019) 年 12 月に、「プラスチック削減プログラム」を

策定しました。このプログラムの中で、東京都は、プラスチックの持続可能な利用とライフサイクル CO₂ の削減に先導的に取り組むとしています。令和 32（2050）年に向けてプラスチック利用を CO₂ 実質ゼロの持続可能なものに変革していくため、リデュース・リユースによる使い捨てプラスチックの削減、プラスチックを持続可能な「価値ある素材」に転換、水平リサイクル等の革新的技術の実装・普及を進めるとしています。

食品ロスに関しては、令和 3（2021）年 3 月に、「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。この計画では、食品ロスは資源の無駄となるだけでなく、温室効果ガス排出削減の面からも取り組むべき課題であるとし、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進するとしています。令和 32（2050）年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会の形成、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用の推進、⑤食品リサイクルの推進、の 5 つを掲げています。

コラム SDGs とは

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

本計画の基本理念「『快適で誇りのもてる循環型のまち』の実現」は、SDGs と目標や方向性を同じにするものです。施策の実施にあたっては、計画に掲げる目標に加え、それぞれ SDGs の目標や関連するターゲットを見据えた取組を推進します。

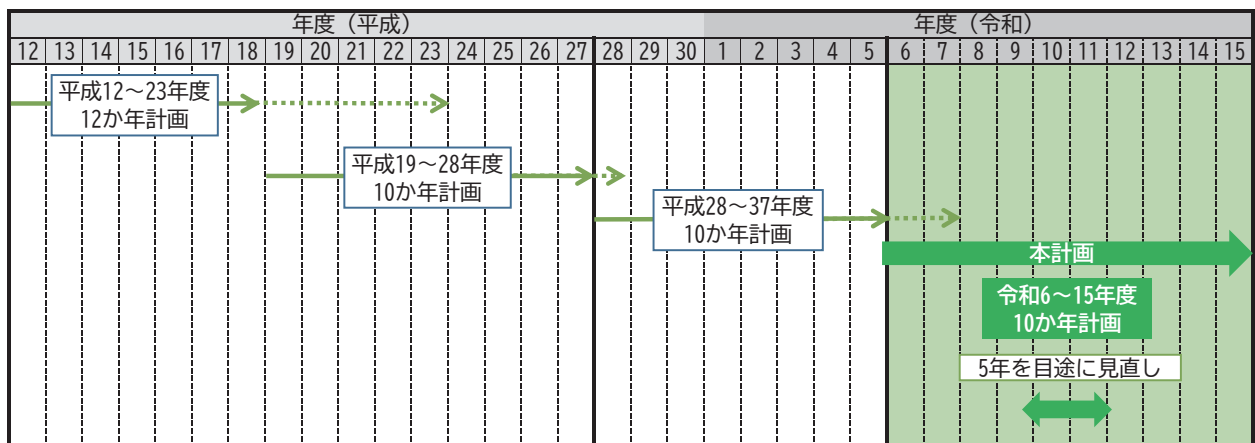


4 | 計画期間と目標年次

一般廃棄物処理基本計画については、清掃事業が都から移管された平成12（2000）年度、清掃事業移管後初の計画を定め、平成19（2007）年度及び平成28（2016）年度に改定を行ってきました。このたび改定する本計画については、令和6（2024）年度を始期とし、令和15（2033）年度を目標年次とする10年間を計画期間として策定します。

なお、計画の前提条件や社会情勢の変化に応じて、5年を目途に見直しを行うものとします。

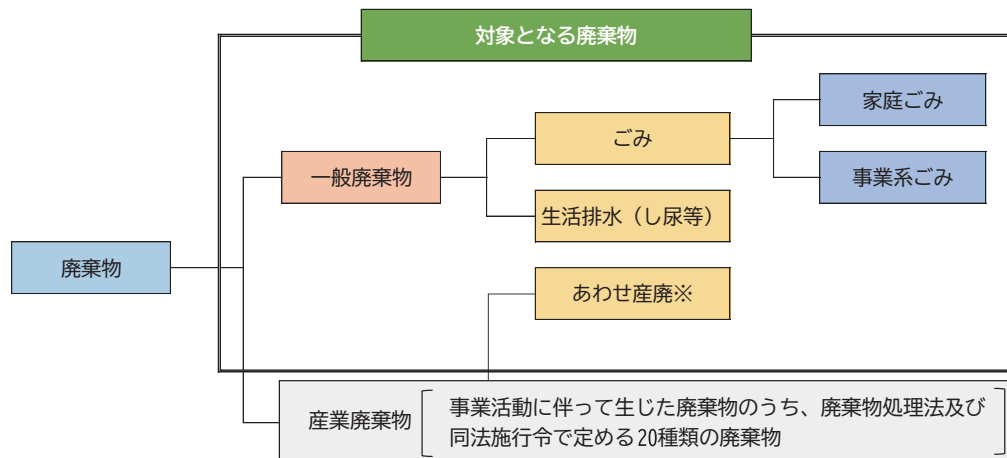
図1-2 計画期間と目標年次



5 | 計画の対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物が規定されています。本計画は、このうちの全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）及びあわせ産廃^{*}を対象とするものです。一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条に規定されているように、排出事業者による自己処理を原則としています。

図1-3 廃棄物処理法による廃棄物の定義とこの計画の対象範囲



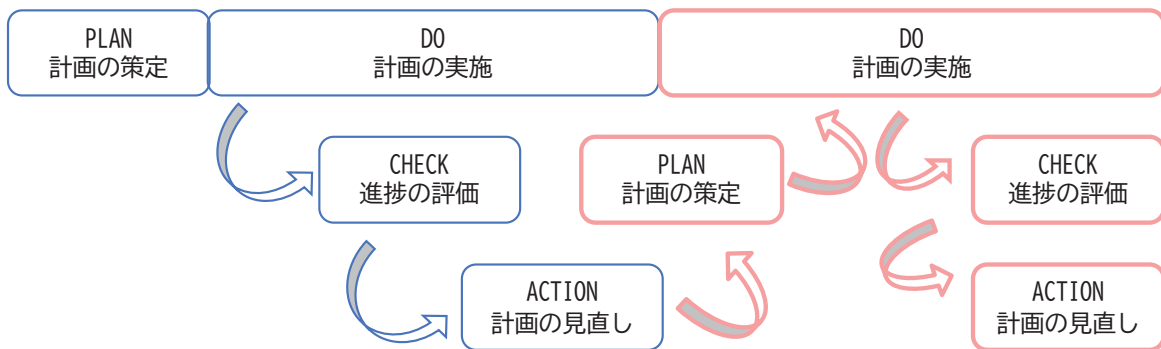
※あわせ産廃

産業廃棄物は、排出事業者による自己処理が原則とされています。しかし、区市町村が必要性を認めた場合は、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理することが認められており、これを通称「あわせ産廃」といいます。区では、平均排出日量50kg未満の事業者から排出されるもののうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

6 計画の進行管理

基本計画においては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルの考え方を踏まえ、継続的に計画の評価、見直しを行います。また、本計画に基づいて毎年度実施計画を策定し、廃棄物の計画的な収集・運搬、発生抑制及びリサイクル推進等のための方策を実施していきます。

図 1-4 PDCA サイクルイメージ



（1）一般廃棄物処理基本計画改定時の評価・見直し

必要に応じて、5年を目途に評価・見直しを行います。また、アンケート調査や、家庭ごみ組成分析調査等を実施しながら、計画達成に向け、目標や各施策の進捗状況の管理を行います。

（2）毎年度の進行管理

毎年、目標となる指標や各施策の進捗状況は廃棄物減量等推進審議会に報告して、審議会の意見を踏まえて進行管理を行っていきます。